

○桂川町子ども医療費の支給に関する条例

昭和49年10月11日

条例第19号

改正 昭和52年3月31日条例第11号

昭和60年7月3日条例第8号

平成8年12月24日条例第16号

平成9年6月25日条例第9号

平成11年2月24日条例第1号

平成15年9月22日条例第12号

平成18年6月26日条例第26号

平成18年9月19日条例第32号

平成19年6月26日条例第13号

平成20年1月28日条例第1号

平成20年6月24日条例第17号

平成22年9月30日条例第14号

平成25年3月19日条例第9号

平成26年10月2日条例第11号

平成28年3月28日条例第9号

令和2年12月21日条例第23号

令和2年12月21日条例第24号

(目的)

第1条 この条例は、子どもの医療費の一部をその保護者に支給することにより、その疾病の早期発見と治療を促進し、もつて子どもの保健の向上と福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども 桂川町の区域内に住所を有する者であつて次のいずれかに該当するものをいう。ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者、桂川町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例（昭和58年桂川町条例第17号）によるひとり親家庭等医療費の支給を受けている者及び桂川町重度障がい者医療費の支給に関する条例（昭和49年桂川町条例第20号）による重度障がい者

医療費の支給を受けている者を除く。

ア 6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者

イ 6歳に達する日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者

ウ 15歳に達する日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者

(2) 保護者 子どもの親権を行う者、後見人その他の者で子どもを現に監護するものをいう。

(3) 医療保険各法 次に掲げる法律をいう。

ア 健康保険法（大正11年法律第70号）

イ 船員保険法（昭和14年法律第73号）

ウ 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）

エ 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）

オ 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）

カ 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）

(4) 医療保険各法の保険者 医療保険各法の規定により医療に関する給付を行う次に掲げる者をいう。

ア 全国健康保険協会

イ 健康保険組合

ウ 市町村

エ 国民健康保険組合

オ 共済組合

カ 日本私立学校振興・共済事業団

(対象者)

第3条 この条例に基づく子ども医療費の支給を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、子どもの保護者であつて、次の要件を満たすものとする。

(1) 桂川町の区域内に住所を有する者であること。

(2) 医療保険各法の規定による被保険者、組合員若しくは加入者又は被扶養者であること。

(子ども医療費の支給)

第4条 町は、子どもの疾病又は負傷について、医療保険各法の規定による医療（第2条第1号ウに掲げる子どもにあつては、入院に係る医療に限る。）に関する給付が行

われた場合において、当該医療に要する費用の額（以下「医療費」という。）のうち医療保険各法の保険者が負担すべき額（医療保険各法以外の法令等により国又は地方公共団体が別に負担する額がある場合は、これを加えて得た額）が当該医療費の額に満たないときは、当該子どもの保護者に対し、その満たない額に相当する額（食事療養標準負担額は含まない。以下「自己負担分相当額」という。）を、子ども医療費として支給する。ただし、第2条第1号イ及びウに掲げる子どもにあつては、当該医療費のうち医療機関（薬局を除く。）ごとに次の各号に規定する額については支給しない。

(1) 入院の場合 1日につき500円（1月につき3,500円を限度とする。）

(2) 前号に規定するもの以外の場合 1月につき600円（自己負担分相当額が600円に満たないときは、当該額とする。）

2 歯科診療及び歯科診療以外の診療を併せて行う医療機関は、歯科診療及び歯科診療以外の診療につき、それぞれ別の医療機関とみなす。

3 第1項の医療費の額は、健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額とする。ただし、現に要した費用の額を超えることができない。

（支給申請及び資格認定）

第5条 子ども医療費の支給を受けようとする者は、規則の定めるところにより、あらかじめ、町長に対し申請をしなければならない。

2 町長は、前項の申請に基づき、子ども医療費に係る支給資格の認定を行うものとする。

（子ども医療証の交付）

第6条 町長は、子どもの保護者であつて、かつ、前条の規定に基づき支給資格の認定を受けた者（以下「支給資格者」という。）に対し、規則の定めるところにより、子ども医療証を交付するものとする。

2 町長は、医療保険各法の保険者が負担すべき額とこの条例による子ども医療費が重複して支給されるおそれがあるときは、前項の規定にかかわらず、子ども医療証を交付しないものとする。

（子ども医療証の提出）

第7条 支給資格者は、子どもが規則で定める病院、診療所、薬局及び訪問看護ステーション（以下「保険医療機関等」という。）において医療を受けようとするときは、当該保険医療機関等に子ども医療証を提出するものとする。

（支給の方法）

第8条 町長は、子ども医療費として支給すべき費用を保険医療機関等の請求に基づき、受給資格者に代わり、当該保険医療機関等に支払うものとする。

2 前項の規定による支払があつたときは、受給資格者に対し子ども医療費の支給があつたものとみなす。

3 町長は、子どもが受けた医療について医療保険各法による療養費の支給がなされたとき、その他町長が第1項の方法によりがたいと認めるときは、第1項の規定にかかわらず、受給資格者に対し、子ども医療費を支給することができる。

(届出義務)

第9条 受給資格者は、当該受給資格者又はその子どもについて住所、氏名その他の規則で定める事項に変更があつたときは、速やかに町長に届出なければならない。

(損害賠償との調整)

第10条 町長は、子どもが疾病又は負傷に関し損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、子ども医療費の全部若しくは一部を支給せず、又は既に支給した子ども医療費の額に相当する金額を返還させることができる。

(不正利得の返還)

第11条 町長は、偽りその他不正の手段により、子ども医療費の支給を受けた者があるときは、その者から、その支給を受けた額に相当する額の全部又は一部を返還させることができる。

(報告等)

第12条 町長は、子ども医療費の支給に関し、必要があると認めるときは、受給資格者その他の関係者に対し、必要な事項の報告、文書の提出若しくは文書の提示を求め、又は当該職員に質問若しくは照会をさせることができる。

(受給権の保護)

第13条 子ども医療費の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、昭和49年10月1日から施行し、同日以降に受ける医療に係る乳幼児医療費から適用する。

2 桂川町乳幼児医療費の助成に関する条例(昭和48年条例第7号。以下「旧条例」と

いう。)は、廃止する。

- 3 この条例の施行前に、旧条例第2条の対象者が受けた療養に対する同条例による医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（昭和52年条例第11号）

この条例は、昭和52年7月1日から施行する。

附 則（昭和60年条例第8号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成8年条例第16号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の乳幼児医療費の支給に関する条例の規定は、平成6年10月1日から適用する。ただし、改正規定中、小児科外来診療料に係る部分は、平成8年4月1日から適用する。

附 則（平成9年条例第9号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の条例の規定は、平成9年4月1日から適用する。

附 則（平成11年条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成15年条例第12号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、平成16年1月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

- 2 町長は、前項の規定にかかわらず、平成16年1月1日前においても、改正後の桂川町乳幼児医療費の支給に関する条例第2条第1号の乳幼児に係る乳幼児医療費の受給資格の認定を行い、及び受給資格者に対して乳幼児医療証を交付することができる。

附 則（平成18年条例第26号）

この条例は、平19年1月1日から施行する。

附 則（平成18年条例第32号）

この条例は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成19年条例第13号）

この条例は、平成19年9月1日から施行し、同日以後に受ける医療費から適用する。

附 則（平成20年条例第1号）

この条例は、平成20年4月1日から施行し、同日以後に受ける医療費から適用する。

附 則（平成20年条例第17号）抄

(施行期日等)

- 1 この条例は、平成20年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 改正後の桂川町乳幼児医療費の支給に関する条例は、施行日以降に受ける医療に係る乳幼児医療費から適用する。

附 則（平成22年条例第14号）抄

(施行期日等)

- 1 この条例は、平成23年1月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- (経過措置)
- 3 この条例の施行の際現に改正前の桂川町乳幼児医療費の支給に関する条例（以下「改正前の乳幼児条例」という。）第5条、改正前の桂川町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例（以下「改正前のひとり親家庭等条例」という。）第5条及び改正前の桂川町重度障害者医療費の支給に関する条例（以下「改正前の重度障害者条例」という。）第5条の規定によりなされた申請は、改正後の子ども条例第5条第1項、改正後のひとり親家庭等条例第5条第1項及び改正後の重度障害者条例第5条第1項の規定によりなされた申請とみなす。
 - 4 施行日前に改正前の乳幼児条例第6条第1項、改正前のひとり親家庭等条例第6条第1項及び改正前の重度障害者条例第6条第1項の規定により交付された医療証は、改正後の子ども条例第6条第1項、改正後のひとり親家庭等条例第6条第1項及び改正後の重度障害者条例第6条第1項の規定により交付された医療証とみなす。

附 則（平成25年条例第9号）

(施行期日等)

- 1 この条例は、平成25年7月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の桂川町子ども医療費の支給に関する条例（以下「改正後の子ども条例」という。）の規定は、施行日以後に受ける医療に係る医療費から適用し、同日前の医療に係る医療費の支給については、なお従前の例による。

(準備行為)

- 3 町長は、施行日前においても、改正後の子ども条例第2条第1号イに規定する児童に係る子ども医療費の支給資格の認定等の事務に必要な準備行為をすることができる。

附 則（平成26年条例第11号）

(施行期日等)

1 この条例は、平成27年1月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の桂川町子ども医療費の支給に関する条例（以下「改正後の子ども条例」という。）の規定は、施行日以後に受ける医療に係る医療費から適用し、同日前の医療に係る医療費の支給については、なお従前の例による。

（準備行為）

3 町長は、施行日前においても、改正後の子ども条例第2条第1号イに規定する児童に係る子ども医療費の支給資格の認定等の事務に必要な準備行為をすることができる。

附 則（平成28年条例第9号）

（施行期日等）

1 この条例は、平成28年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の桂川町子ども医療費の支給に関する条例（以下「改正後の子ども条例」という。）の規定は、施行日以後に受ける医療に係る医療費から適用し、同日前の医療に係る医療費の支給については、なお従前の例による。

（準備行為）

3 町長は、施行日前においても、改正後の子ども条例第2条第1号イ及びウに係る子ども医療費の支給資格の認定等の事務に必要な準備行為をすることができる。

附 則（令和2年条例第23号）

（施行期日）

1 この条例は、令和3年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 施行日前に改正前の桂川町重度障害者医療費の支給に関する条例第6条第1項の規定により交付された医療証は、改正後の桂川町重度障がい者医療費の支給に関する条例第6条第1項の規定により交付された医療証とみなす。

附 則（令和2年条例第24号）

（施行期日等）

1 この条例は、令和3年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の桂川町子ども医療費の支給に関する条例（以下「改正後の子ども条例」という。）の規定は、施行日以後に受ける医療費から適用し、同日

前の医療に係る医療費の支給については、なお従前の例による。

(準備行為)

- 3 町長は、施行日前においても、改正後の子ども条例第2条第1号イに係る子ども医療費の受給資格の認定等の事務に必要な準備行為をすることができる。